

## 「SecureMinder オンライン資格確認」サービス利用規約

### 1. サービスの内容

三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社が提供している SecureMinder オンライン資格確認サービスを販売代理店である当社を経由して提供します。当該サービスで、オンライン資格確認およびオンライン請求が行えるセキュアなネットワーク環境を提供します。

### 2. サービス利用規約の変更

当社は、本サービス利用規約を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の本サービス利用規約によります。

### 3. サービス利用料体系

本サービスの料金体系は、別表<料金>のとおりとします。

### 4. サービス開始日

納品の翌月1日をサービス開始日とします。

### 5. 最低利用期間

本サービス契約には最低利用期間があります。最低利用期間は、サービス開始月の1日から起算した1年間とします。

本サービスの提供は、最低利用期間満了の1ヶ月前迄に契約者から別段の申し出のない限り引続き継続します。

### 6. 支払

サービス利用料金の1年分をサービス開始の前月末までに一括前払いとします。

初年度は、一時金の初期費用と合わせて支払うこととします。

### 7. 遅延損害金

支払いを遅延した場合には、支払い期日の翌日から支払いを完了する日までの日数に応じて年14.6%の割合（1年を365日とする日割）で計算した額を遅延損害金として乙に支払うこととします。

### 8. 提供された物品の返還

支払いを遅延した場合は、提供している物品を直ちに回収することができるものとする。

### 9. サービス利用有効期間

本サービスは、サービス開始から1年間有効とし、期間満了3か月前に書面により、継続確認を行う。別段の意思表示がない限り、更に契約期間満了の翌日から1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとする。

### 10. サービスの中途解約

本サービスを解約する場合は、解約申込書を提出し、提出日の翌々月末で解約とします。

2年目以降の解約は、サービス未使用分を月割で計算した金額を返金します。ただし、初年度は、返金なしとします。

解約後は、提供している物品を返却するものとします。

### 11. 契約の解除

次の一つにでも該当した場合には、何ら催告を要さず、本契約を解除できるものとします。

- (1) 本契約に違反し相当の期間を定めて契約の履行を催告したにもかかわらず、契約の履行がなされなかったとき。
- (2) 監督官庁から営業許可取消・停止などの処分を受けたとき。
- (3) 手形交換所の不渡処分を受けたとき、又は支払停止状態に至ったとき。

(2021年8月23日)

- (4) 第三者からの差押え・仮差押え・仮処分等の強制執行の申し立てを受けたとき。
- (5) 破産、特別清算、民事再生手続の開始、会社更生手続又はこれらに類する倒産手続の開始の申し立てを受けたとき、又は申し立てを自らなしたとき。
- (6) 解散（合併の場合を除く）の株主総会決議をしたとき。
- (7) 財産状態が悪化し又はそのおそれがあると認められる相当の事由があるとき。
- (8) サービスの信用を毀損するおそれがある方法で当該サービスを利用するおそれがあるとき。
- (9) その他本契約の義務の履行が期待できないと認められる相当の事由があるとき。

## 1 2. 免責

次に定める事項に基づき発生した損害につき、損害賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 天災地変、事変、戦争、暴動、内乱、法令の制定改廃、公権力による命令処分、輸送機関の事故、争議行為、伝染病、疫病その他不可抗力による場合。
- (2) 通信回線や機器の設置、撤去、修理又は復旧のために、土地、建物その他の設備に、敷設、掘削、穴を開ける等の作業が必要となった場合に、当該土地、建物等その他設備に発生することを余儀なくされる、原状回復費等の損害。また、契約の中途解約又は契約の解除により通信回線や機器を撤去する場合には第18条（契約の中途解約）及び第19条（契約の解除）の規定がそれぞれ適用される。
- (3) サービス遂行のために提供された機器の欠陥により従業員、使用人、顧客の生命、身体、土地、建物その他の設備に損害が生じた場合。

## 1 3. 損害賠償

賠償額は、本サービス利用料金を限度とします。

## 1 4. 反社会的勢力との取引防止

自らが暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者などの反社会的勢力に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。

以下の各号のいずれかに該当した場合は、何らの催告を要しないで、直ちに本契約の全部を解除することができるものとします。

- (1) 自らが暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過しない者、暴力団関係者、その他反社会的勢力（以下「暴力団等」という。）である場合。
- (2) 自らの代表者、責任者、又は実質的に経営権を有する者が暴力団等である場合、又は、暴力団等への資金提供を行う等密接な交際のある場合。
- (3) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、自身が暴力団等である旨を伝え、又は、関係者が暴力団等である旨を伝えた場合。
- (4) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者に対して、詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いた場合。
- (5) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の名誉や信用等を毀損し、又は、毀損するおそれのある行為をした場合。
- (6) 自ら又は第三者を利用して、他方当事者の業務を妨害した場合、又は、妨害するおそれのある行為をした場合。

前項の規定により本契約の全部を解除した場合、相手方に損害が生じても、これを一切賠償しないものとします。

以上

(2021年8月23日)

別表<料金体系>

サービス名	内容	料金 (税込)	備考
初期費用	ルータ型クライアント装置<CE-S2>	66,000 円	一時金
年間利用料	1. VPN 回線利用料	52,800 円	セキュリティサイト アクセス含む
	2. 電話サポート ※オンサイト保守は、別途料金がかかります。	13,200 円	平日 10 時～19 時

以上